【資料 4】

令和７（2025）年度ＤＶ相談等の状況　西脇市福祉部はぴいくサポートセンター

１　ＤＶ相談件数

年度	相談人数（内　継続）	相談件数（内　継続）
令和３（2021）年度	９（６）	21（12）
令和４（2022）年度	13（９）	42（29）
令和５（2023）年度	23（13）	59（36）
令和６（2024）年度	23（13）	128（42）
令和７（2025）年度	22（８）	79（20）

※令和６年８月から、西脇市配偶者暴力相談支援センターを設置した。上記相談件数にセンター実績含む。

２　女性相談件数

年度	相談人数	相談件数
令和６（2024）年度	5	27
令和７（2025）年度	19	58

※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、令和６年６月から女性相談を開設した。

３　一時保護家庭数・女性家庭センター入所日数

年度	一時保護（延べ件数）	一時保護家庭数	入所（延べ日数）
令和３（2021）年度	0	0	0日
令和４（2022）年度	1	1	5日
令和５（2023）年度	1	1	12日
令和６（2024）年度	2	2	12日
令和７（2025）年度	1	1	24日

４　相談体制

母子・父子自立支援員２名（女性相談支援員兼務）、職員１名（兼務）　合計３名

５　対応と支援

⑴　緊急性のない相談については、安全確認と継続相談を実施する。

・暴力から避難する際の支援（被害者を保護する施設の利用、保護命令の申立、離婚調停、自立促進のための情報）等の情報提供
・法律相談（母子家庭等特別相談、市の法律相談、法テラス）紹介

⑵　緊急性のある相談は、警察と連携し、兵庫県女性家庭センターでの一時保護につなぐ。

・ＤＶ被害者の安全確保のため、女性家庭センター入所や保護命令申立の同行支援、退所後の入所施設見学や入所時の同行支援
・安全な住居地や就労、児童の学校や保育施設への入所手続等、自立に向けた生活支援を関係機関との連携により実施

⑶　困難な問題を抱える女性への支援については、本人の立場に寄り添った支援を実施する。

・本人の意思を尊重しながら、関係機関との連携による支援を実施